

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 268.1 ha	<p>中原区上小田中7丁目地内において、箇所番号66を廃止する。 中原区上小田中7丁目地内において、箇所番号162を廃止する。 高津区下作延6丁目地内において、箇所番号101を廃止する。 高津区向ヶ丘地内において、箇所番号148を廃止する。 高津区坂戸2丁目地内において、箇所番号331を廃止する。 高津区下作延4丁目地内において、箇所番号370を廃止する。 宮前区有馬2丁目地内において、箇所番号7を廃止する。 宮前区犬蔵2丁目地内において、箇所番号107を廃止する。 宮前区小台2丁目地内において、箇所番号146を廃止する。 宮前区小台2丁目地内において、箇所番号147を廃止する。 宮前区土橋3丁目地内において、箇所番号293を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号330を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号377を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号432を廃止する。 宮前区初山1丁目地内において、箇所番号461を廃止する。 宮前区宮崎3丁目地内において、箇所番号639を廃止する。 宮前区宮前平3丁目地内において、箇所番号701を廃止する。 多摩区菅稲田堤2丁目地内において、箇所番号118を廃止する。 多摩区菅北浦2丁目地内において、箇所番号133を廃止する。 多摩区菅仙谷2丁目地内において、箇所番号147を廃止する。 多摩区三田4丁目地内において、箇所番号391を廃止する。 多摩区菅馬場2丁目地内において、箇所番号474を廃止する。 多摩区中野島4丁目地内において、箇所番号498を廃止する。 多摩区東生田3丁目地内において、箇所番号581を廃止する。 麻生区王禅寺東2丁目地内において、箇所番号3を廃止する。 麻生区栗木台2丁目地内において、箇所番号157を廃止する。 麻生区栗平1丁目地内において、箇所番号167を廃止する。 麻生区黒川地内において、箇所番号173を廃止する。 麻生区千代ヶ丘9丁目地内において、箇所番号269を廃止する。 麻生区王禅寺東2丁目地内において、箇所番号334を廃止する。 麻生区千代ヶ丘3丁目地内において、箇所番号359を廃止する。 麻生区東百合丘3丁目地内において、箇所番号363を廃止する。 麻生区五力田3丁目地内において、箇所番号421を廃止する。 高津区久末地内において、箇所番号266を縮小する。 高津区上作延地内において、箇所番号357を縮小する。 宮前区菅生6丁目地内において、箇所番号229を縮小する。 宮前区土橋1丁目地内において、箇所番号284を縮小する。</p>

面 積	備 考
約 268.1 ha	<p>宮前区野川地内において、箇所番号 3 4 9 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 3 8 6 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 4 3 6 を縮小する。 宮前区初山 2 丁目地内において、箇所番号 4 8 7 を縮小する。 宮前区宮崎 3 丁目地内において、箇所番号 6 4 1 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 6 7 4 を縮小する。 多摩区菅稲田堤 2 丁目地内において、箇所番号 1 2 0 を縮小する。 多摩区中野島 3 丁目地内において、箇所番号 3 0 2 を縮小する。 多摩区堰 3 丁目地内において、箇所番号 4 5 3 を縮小する。 麻生区栗木台 3 丁目地内において、箇所番号 1 6 5 を縮小する。 麻生区五力田 3 丁目地内において、箇所番号 2 0 1 を縮小する。 麻生区高石 3 丁目地内において、箇所番号 2 3 7 を縮小する。 麻生区千代ヶ丘 9 丁目地内において、箇所番号 2 7 0 を縮小する。 麻生区栗木 3 丁目地内において、箇所番号 3 8 7 を縮小する。 麻生区栗木 3 丁目地内において、箇所番号 3 9 5 を縮小する。 麻生区白鳥 4 丁目地内において、箇所番号 4 0 5 を縮小する。 中原区井田三舞町地内において、箇所番号 3 6 を拡大する。 中原区下小田中 6 丁目地内において、箇所番号 1 1 9 を拡大する。 高津区上作延地内において、箇所番号 3 5 を拡大する。 高津区千年地内において、箇所番号 2 2 9 を拡大する。 高津区新作 2 丁目地内において、箇所番号 3 1 8 を拡大する。 宮前区犬蔵 2 丁目地内において、箇所番号 1 3 0 を拡大する。 宮前区初山 2 丁目地内において、箇所番号 4 7 3 を拡大する。 宮前区東有馬 4 丁目地内において、箇所番号 5 5 6 を拡大する。 宮前区馬絹 1 丁目地内において、箇所番号 5 8 0 を拡大する。 宮前区水沢 2 丁目地内において、箇所番号 6 1 1 を拡大する。 宮前区土橋 5 丁目地内において、箇所番号 7 2 7 を拡大する。 多摩区菅稲田堤 1 丁目地内において、箇所番号 1 1 1 を拡大する。 多摩区菅 6 丁目地内において、箇所番号 5 7 2 を拡大する。 麻生区高石 5 丁目地内において、箇所番号 2 4 0 を拡大する。 高津区千年地内において、箇所番号 4 1 1 を追加する。 高津区千年地内において、箇所番号 4 1 2 を追加する。 麻生区岡上地内において、箇所番号 4 5 6 を追加する。</p>
	合計箇所 1,710

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、障害者グループホームや道路として公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。